

第361回広島県建築審査会

1 日 時 令和3年9月8日（水）13時29分から14時06分まで

2 場 所 広島県庁北館3階第6委員会室（広島市中区基町10-52）

3 出席委員 植野委員，真田委員，高山委員，津山委員，細田委員

4 議 題

（1）審 議（1件）

議 題	議 題 内 容	場 所	議 決
建築基準法第55条第3項第2号の規定による許可の同意について			
第1号議案	第1種低層住居専用地域の高さ制限 10mを越える小学校（エレベーター棟）の増築	府中町	同 意

（2）報告事項（1件）

- ・ 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について，予め審査会の同意を得て定めた基準に適合するため許可を行った案件について報告（包括同意許可案件1件）

5 担 当 部 署 広島県土木建築局建築課建築指導グループ

TEL（082）-513-4183（ダイヤルイン）

6 会議の内容（概略）

事務局 （委員及び事務局紹介）

事務局 （審査会の進行について説明）

議 長 それでは，これより審議に入ります。

ただ今の出席委員は5名ですので，広島県建築審査会条例第5条第2項の規定により，この建築審査会は成立します。

それでは第1号議案について，事務局から説明をお願いします。

事務局 （第1号議案について説明）

議 長 ただいまの説明につきまして，御意見，御質問はございませんか。

委 員 エレベーターを一般の児童も使えるとなると、混雑します。
一般の子供たちがエレベーターに殺到するな状況が起きると教育上よくないと思いますので、こういう意見もあったというのは、口頭でもかまいませんので申請者に伝えてください。

事務局 口頭でお伝えします。
一般的にエレベーターで作動・不作動の設定ができるため、普通の小学校では使うときのみ起動するような運用をされている場合が多いです。

委 員 エレベーターは何人乗りですか。

事務局 13 人乗りです。

委 員 現在、車いす利用者の児童は、どういう措置をして教室移動をしているのですか。

事務局 車椅子を乗せてそのまま階段を昇降できる車両があります。

(スクリーンに映像を表示)

事務局 画面に出ているように、「段差解消機」と言いますが、乗せたまま上がれるようなものをリースして、それを運用していると聞いています。

議 長 各委員、他にはいかがでしょうか。

委 員 日影にも影響しないということですので、問題ないと思います。

議 長 それでは、これは同意するということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議 長 ありがとうございます。原案のとおり同意させていただきます。

議 長 次に、報告案件に移りたいと思います。

報告第 1 号としまして、建築基準法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可で、同意の取扱い基準に適合するため許可したもの 1 件について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 （報告第1号について説明）

議長 ただいまの説明につきまして御意見，御質問はございませんか。

委員 適合基準の中に「雨水・汚水排水処理設備が適切に計画されている」という部分がありますが，もし1000年に1回の雨で前面の川が氾濫して，この建物がつかったとすると，なぜここを許可したのかという声が出る可能性がありますので，行政側として回答をしっかりと持たないといけないと思います。

その点について，いかがでしょうか。

事務局 この基準は，敷地内に降った雨による雨水や汚水の排水処理施設について適切に計画されているのか，特に道に接道しないような案件については，汚水や雨水，施設内に降った雨を外に排水するための計画ができているかというのが問題となる場合がありますので，それが適切かどうか判断しなさいという背景のもとに定められたものです。敷地外の河川の氾濫によって，その敷地が安全かどうかというのを審査しろという趣旨ではなかったのだと思います。

流域治水については都市計画的な話として，そこに水等を出すことに関して何らかの規制を加えるべきだという議論は今始まったばかりですけれども，河川の治水とあわせて建築の計画についてどう考えるかという，都市計画決定上の制度も活用して整理していく中で，今後の課題になるのだらうと思います。

議長 ほかにございませんか。

（意見・質問なし）

議長 それでは，質疑等もないようですので，これで報告案件の説明を終了し，本日の建築審査会を終了いたします。御協力どうもありがとうございました。

7 会議資料

- 建築基準法
- 第1号議案
- 報告第1号